

## 追加分「資格情報のお知らせ」の送付について等

### 1: **前回送付されなかった人などに、追加で「資格情報のお知らせ」を送付します。**

#### ○追加分「資格情報のお知らせ」の送付について

- ・追加送付分の「資格情報のお知らせ」には、マイナンバー下4桁の記載はありません。
- ・記号番号が変わった人にも「資格情報のお知らせ」を送付します。
- ・「資格情報のお知らせ」が、お手元に届きましたら、記載内容についてご確認ください。
- ・データ登録が完了している人は、マイナ保険証使用時に「資格情報のお知らせ」を携帯いただければ、カードリーダー不具合時のお手続きに記号番号を確認できます。
- ・データ登録が完了していない人は、事業主を通じて、マイナンバーをご提出いただくようお願いいたします。(海外出向者で、ご家族が国内にいる場合、yharada@mail.kikkoman.co.jpまでご連絡ください)

#### ○マイナ保険証を利用し続けるための注意事項

- ①マイナンバーカードのICチップの電子証明書(有効期限5年)の更新手続きをしましょう。
- ②転居時はマイナンバーカードを持って速やかに自治体に手続きをしましょう。
- ③マイナンバーカードを紛失したら自治体で再交付を受けましょう。
- ④国外転出時は自治体に手続きをしましょう。

#### ○健康保険組合のお手続きはお早めに！

- ・マイナンバーカードの保険証利用登録を行っていても、マイナンバーが健康保険組合に登録されていないと、情報が紐づけされていないので、本人の確認ができません。「マイナ保険証」を利用する場合は、事業主の依頼に応じて、速やかにマイナンバーをご提出ください。
  - ・当健保に被扶養者を入れたい場合は、「被扶養者変更届(認定申請用)」を提出いただくとともに、前に加入している健康保険組合の手続きも忘れずに行ってください。
  - ・被扶養者を外したい場合は、新しい健康保険組合での加入手続きを行うとともに、「被扶養者変更届(削除申請用)」を忘れずにご提出ください。
- ※手続きが遅れると、医療機関で、本人確認が行えなかったり、古い資格情報となり、健康保険組合負担分を請求される場合があります。

### 2: **より良い接骨院を選ぶためのポイント！**

接骨院での診療では、保険適用にならない場合があります。また、適正な申請を健保組合に出さない接骨院や紛らわしい広告表現をしている接骨院があります。適正な保険受診にご協力願います。

#### ○安心な接骨院選び、3つのポイント

- ポイント1: 施術内容や料金について正しい説明がある。
- ポイント2: 広告事項を正しく守っている。
- ポイント3: 領収書・明細書を発行している。

- ・保険適用となる施術の申請には、署名が必要になっています。
- ・医療費のお知らせは必ず内容をご確認ください。

※詳細は、添付のリーフレットをご確認ください。

以上